

平成 25 年 9 月 20 日

浜田市殿町 83 番地 1  
日本海信用金庫  
理事長 吉本 晃司

## お客様情報の紛失について

当金庫 国府支店におきまして、平成 25 年 6 月 21 日（金）に、お客さま情報を記載した平成 24 年度使用済みの依頼票（※1）43 冊が紛失していることが判明いたしました。このような事態を招きましたことは、誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

当金庫は、使用済み依頼票の保存期間を 7 年と定めて保管しておりますが、6 月 6 日（木）に国府支店が保存期間経過分の書類をシュレッダー廃棄処分した際に、誤って廃棄してしまった可能性が高く、これまでに本件に関する外部からのお問い合わせも無いことから、外部に漏えいした可能性は極めて低いものと考えます。

当金庫といたしましては、今回の事態を重く受け止め、再発防止に向けよりいっそう厳正に文書等を管理し、お客さま情報の適正な管理に取り組んでまいります。

### 記

#### 1、紛失した依頼票

平成 24 年度に国府支店にて使用した依頼票 43 冊分のお客さま情報の紛失（1 冊につき 50 件分の記載が可能であり、未使用分を除く 2,033 件の情報が含まれていたものと推定しております。）

#### 2、依頼票に記載されていた主なお客さま情報

「お名前」、「お取引種類」、「口座番号」、「取引金額」等が記載されていました。

#### 3、本件に関するお客さまへの対応

ご不明な点等がございましたら、下記のお問い合わせ先までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

受付電話番号	0855-22-1851
受付日時	平日 9:00から17:00まで（土曜、日曜、祭日を除く）
お問い合わせ先	経営企画部（担当：徳富〔とくとみ〕、龍河〔たつかわ〕）

以上

※1 依頼票とは、得意先担当者および窓口担当者等がお客さまから「現金や小切手、手形等の入金依頼」「証書・通帳の預け依頼」等を受付けた際に使用するものです。